

Riesling Ring Club 会則

第1条(目的)

当会は、国や地域を越えたリースリングの多様な魅力を伝え、リースリングの輪を広げていくことを目的とする

第2条(活動)

1. 当会は、リースリング試飲会、ディナー、各種キャンペーン等、第1条の目的を達成するための活動を開催する
2. 前項の開催に際しては、第7条に定めるRiesling Ring実行委員会にて企画を行い、実施する
3. ブログ、メルマガ、ホームページ等を通じて、リースリングに関する情報提供やPR活動を行う
4. 会員によるリースリングに関する販売促進活動の援助を行う

第3条(Riesling Ring Club会員)

1. 第1条の目的を同じくする法人または個人は、原則として会費の支払をもって当会員となることができる
2. 当会の会員は、法人会員、個人会員、特別会員で構成される
 - ①ワイン輸入商社および関連各社は、法人会員Aとする
 - ②ワイン生産者は、法人会員Bとする
 - ③酒販店および料飲店等は、原則として法人会員Cとする
 - ④前①～③号以外の団体で、当実行委員会が認めた場合は、法人会員になることができる
 - ⑤前④号に該当し、国や地域を代表する公共機関的な団体は、特別会員とする
 - ⑥法人以外の個人、および法人会員の構成員が個人名義で加入する場合は、個人会員とする

第4条(会計および会費)

1. 法人または個人は、以下の各号に定める会費の支払をもって当会の会員とする
 - ①法人会員A(ワイン輸入商社および関連各社)は、入会金10,000円、年会費10,000円とする
 - ②法人会員B(ワイン生産者)は、年会費10,000円とする
 - ③法人会員C(酒販店および料飲店)は、年会費5,000円とする
 - ④個人会員は、年会費3,000円とする
 - ⑤特別会員は、入会金10,000円、年会費30,000円とする
2. 会計年度は4月～翌3月末までとし、その後は1年単位で自動更新する
3. 会員にはRiesling Ring Club会員証を発行する

第5条(会員特典)

1. 全会員は、Riesling Ringブログ、メルマガ等にて、リースリングに関するさまざまな情報を受け取ることができる
2. 法人会員および特別会員は、Riesling Ringが作成し公開する会員リストに掲載される
3. 当会は、法人会員A取り扱いのリースリングワイン(グッズ類等も含む)を販売する手助けをする
 - ①Riesling Ring (以下 RR) が開催する試飲会に出展できる(出展費用はその都度発生)
 - ②自社リースリング関連イベントや新商品告知が可能(ブログでの紹介、会員へのメール配信等)
 - ③RR 主催のイベント(ワイン会等)で使用するワインを、原則として優先的に選定する
 - ④RR が主催する各種キャンペーンへの参加が可能
4. 当会は、法人会員 B のリースリングのファンを作る手助けをする
 - ①リースリング新商品の告知が可能(ブログでの紹介、会員へのメール配信等)
 - ②RR 主催のイベント(ワイン会等)で使用するワインを原則として優先的に選定する
 - ③上記のイベント情報を RR のブログやメルマガにて会員に配信する
 - ④日本国内で行うイベントの支援をする
5. 当会は、法人会員Cのリースリングワイン販売の手助けをする
 - ①自店リースリング関連のイベント時の告知が可能(ブログでの紹介、会員へのメール配信等)
 - ②RRのイベント開催時、会場として会員の店を候補とする可能性がある

6. 個人会員は、一般に先んじてイベント開催通知を受け取れ、また、参加の際には会員価格が適用される
7. 特別会員の特典は、法人会員AおよびBに準ずる

第6条(運営および管理)

当会の運営および管理は、第7条に定めるRiesling Ring実行委員会が行う

第7条(Riesling Ring実行委員会)

1. Riesling Ring実行委員会は第8条に定める理事によって構成される
2. 本会は原則として議長が召集する
3. 本会の決定は多数決によるものとし、決定のないときは会長と議長の協議により決定を行う
4. 実行委員会は以下の各号に定める事項を行う
 - ①第2条の活動開催のための詳細決定
 - ②会費の決定
 - ③その他会運営のための必要事項の決定及び実行

第8条(理事および参事)

1. 当会には以下の理事を置く

会長(President)	1名
副会長(Vice President)	2名
事務局長(Secretary General)	1名
議長(Chair)	1名
理事(Directors)	5名

2. 当会には必要に応じて参事(Counselor)を置く
3. 理事および参事は、Riesling Ring実行委員会の推薦によって選抜される
4. 理事および参事の任期は1年間とする。但し、留任は妨げない

第9条(退会と再入会)

1. 当会は会員の自由意思をもって随時退会できる
2. 年会費納入期限までに支払がなく、支払の催促に応じないまま3箇月が過ぎた場合には、退会を命ずる
3. Riesling Ring実行委員会が不適格と判断した場合には、退会を命ずることがある
4. 法人Aが再入会をする場合、改めて入会金が発生する
5. 退会時の事由により、当会の再入会を拒否することがある

付 則

この規程は2010年2月18日より施行する。